

1 引取業者・フロン回収業者の登録要件等

引取業者

カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制を有すること（フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反による罰金刑や登録取消後2年間を経過していないこと等の欠格要件に該当しないことも必要）。

自動車リサイクル法の登録を受けていれば、その事業の範囲内における使用済自動車の収集運搬に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の登録を受けていれば、他の都道府県でも収集運搬が可能）。

事業所ごとに標識（縦横20cm以上の大きさ）を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。
標識の記載事項 … 引取業者であること、氏名又は名称、登録番号

登録した事項に変更があったときは、変更届が必要となる（役員の変更も変更届が必要）。

フロン類回収業者

適切なフロン類回収設備を有すること（フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反による罰金刑や登録取消後2年間を経過していないこと等の欠格要件に該当しないことも必要）。

自動車リサイクル法の登録を受けていれば、その事業の範囲内における使用済自動車の収集運搬に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の登録を受けていれば、他の都道府県でも収集運搬が可能）。

事業所ごとに標識（縦横20cm以上の大きさ）を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。
標識の記載事項 … フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類（CFC、HFC）登録番号

登録した事項に変更があったときは、変更届が必要となる（役員の変更も変更届が必要）。